

大田原市建築物耐震改修促進計画（四期計画）の概要

第1 基本方針

【計画の目的】 本計画は、市内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

【計画の期間】 令和8年度から令和12年度までの5年間

【対象建築物】 住宅、多数の者が利用する建築物、防災上重要な市有建築物

第2 建築物の耐震化の目標

【現状と課題】

- ・住宅の耐震化率は上昇しているが、住宅所有者の高齢化や家族構成の変化、物価高による工事費の高騰などにより、耐震化に踏み出せない所有者が多数存在する。
- ・建築物の耐震化率は95%を超えたが、工事費の高騰や経営事情、市有施設の統廃合検討などにより、更なる耐震化が進まない状況にある。
- ・通学路沿道におけるブロック塀等の実態把握により、相当数の危険なブロック塀等が確認されたため、安全確保を図る必要がある。

【耐震化率の目標】

種別	R7目標	R7実績	R12目標
住宅	95%	91.1%	95%
多数の者が利用する建築物	おおむね解消	95.9%	おおむね解消
防災上重要な市有建築物	100%	96.3%	おおむね解消

(目標設定の考え方)

国の基本方針に基づき、住宅の耐震化率を令和17年度、建築物の耐震化率を令和12年度までにおおむね解消することを目標とし、令和7年度の実績から四期計画の目標を設定します。

第3 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

【基本的な取組】

- ・耐震化の促進に関する普及啓発をはじめ、環境の整備や負担軽減等の施策を講じることにより、所有者等の取り組みを支援していきます。また、緊急輸送道路や通学路沿道にある耐震性が不足している建築物の耐震化や危険ブロック塀等の除却の促進を行い、安全確保を図ります。

【耐震化促進のための施策】

住宅の耐震化の促進	建築物の耐震化の促進
(1) 安心して相談できる環境の整備 ・住宅の耐震無料相談会、事業者や所有者向け講習会の実施	(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化 ・耐震診断等の実施を呼びかけ ・耐震改修等に関する指導・助言
(2) 普及啓発 ・パンフレット等の配布、ホームページ等の活用、住宅の耐震普及ローラー作戦の実施	(2) 防災上重要な公共建築物の耐震化 ・防災活動拠点の早期耐震化
(3) 各種支援の実施 ・耐震診断、改修等に対する助成、税制優遇	(3) 緊急輸送道路沿岸建築物の耐震化 ・緊急輸送道路沿道建築物の実態を把握、耐震診断促進路線の指定を検討
地震被害を軽減するための安全対策	(6) 住宅・建築物の点検等の周知 ・定期的な点検の必要性を周知
(1) 危険なブロック塀等の安全対策	(7) 空き家等対策との連携 ・空き家対策事業との連携し、改修等を促進
(2) 外壁、窓ガラス等の落下等防止対策	
(3) 家具等の転倒防止対策	
(4) 天井脱落対策	
(5) エレベーター等の安全対策 ・所有者に対する危険性の周知、安全対策等の普及啓発を実施	

第4 計画の推進

【推進体制】

- ・住宅・建築物の所有者と市は適切な役割分担のもと、国・県と連携を図りながら耐震化を推進します。

【計画のフォローアップ】

- ・耐震化の進捗状況や施策の実施状況を一定期間ごとに検証し、必要に応じて見直すなど、フォローアップを実施します。

【法に基づく指導・助言等】

- ・耐震改修促進法に基づき耐震化が必要と認められる建築物に対し指導、助言を行います。